

藤沢市立学校施設再整備基本方針（案）について

1 藤沢市立学校施設再整備基本方針について

教育委員会では、平成26年度に教育委員会内に「学校施設再整備計画策定検討会」を設け、これまで再整備の道筋となる「藤沢市立学校施設再整備基本方針」の検討を重ね、昨年12月定例会で基本方針の素案を中間報告させていただきました。

その後、小・中学校校長会、庁内各部から意見を伺い、この度これらの意見を反映させ「藤沢市立学校施設再整備基本方針（案）」をまとめましたので報告するものです。

2 学校施設再整備基本方針の構成

第1章 藤沢市立学校施設の現状と課題

児童生徒数の推移及び今後の見込み、施設の老朽化や学校規模の格差などの現状と課題を整理しています。

第2章 国の動向

学校施設整備に係る国の方針（長寿命化への転換）、施設整備に関係すると考えられる学校教育に係る国の方針（少人数指導、小中連携、インクルーシブ教育の推進）を示しています。

第3章 藤沢市が目指す教育のあり方

「藤沢市教育振興基本計画」や「学校教育ふじさわビジョン」に基づく基本理念やソフト面における学校教育の現状、課題、今後の方向性を整理し、学校施設に求められているハード面の機能を導き出しています。

第4章 学校施設再整備計画の基本的な考え方

老朽施設の解消、既存施設の適正な管理・運営、学校規模の適正化を再整備の3つの柱として、具体的な整備手法等、基本的な考え方を示しています。

第5章 学校施設再整備実施計画の策定

学校施設再整備実施計画策定に向けて、策定の方法や策定にあたって考慮すべき事項や課題、考え方等を示しています。

3 今後の進め方

資料-3 スケジュール表のとおり

以 上

藤沢市立学校施設再整備基本方針 (案)



2015年(平成27年)3月

藤沢市教育委員会

目 次

はじめに

「藤沢市立学校施設再整備基本方針」策定の目的	1
------------------------	---

第1章 藤沢市立学校施設の現状と課題

1 学校数の推移	4
2 市の人口及び児童生徒数の推移と今後の見込み	5
3 これまでの学校施設整備の取組	6
4 学校施設の現状と課題	7

第2章 国の動向

1 学校施設の長寿命化	10
2 新たな教育的課題に対応するための教育制度の推進	12

第3章 藤沢市が目指す教育のあり方

1 基本理念	16
2 教育の現状と課題及び今後の方向性	16
3 学校施設に求められているもの	18

第4章 学校施設再整備計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方	22
(1) 老朽施設の解消	22
①-1 全面改築	23
①-2 部分改築	23
②-1 長寿命化改修（全面改修）	24
②-2 長寿命化改修（部分改修）	24
(2) 既存施設の適正な管理、運営	25
① 施設の安全対策・維持保全	25
② 教育・学校生活環境整備	26
③ 新たな教育ニーズに対応する諸整備	27
(3) 学校規模の適正化・学校の統廃合の検討	29

2	再整備に際して考慮すべき事項	30
(1)	諸室の標準化	30
(2)	仮設校舎の解消	30
(3)	特別支援学級（通級指導学級を含む）の設置	30
(4)	ICT環境の整備	30
(5)	パブリックスペースの整備	30
(6)	中学校給食の実施、小学校給食の調理・運搬システムの見直し	31
(7)	防災機能の強化	31
(8)	他機能施設との複合化	31
3	実施計画における年次計画の例	32

第5章 学校施設再整備実施計画の策定

1	学校施設再整備実施計画の策定に向けて	34
---	--------------------	----

（別表）

	学校規模と施設の状況	35
	【小学校】標準諸室	36
	【中学校】標準諸室	37

はじめに

「藤沢市立学校施設再整備基本方針」策定の目的

藤沢市では、保有する多くの公共施設で今後施設の更新を迎えることとなりますが、大幅な税収増も見込めない中において扶助費等の義務的支出の増大により公共施設の更新に必要な投資的経費の確保が難しくなっています。

こうした状況の中でも継続的な行政サービスの提供を可能とするため、本市では平成26年3月に「藤沢市公共施設再整備基本方針」を策定し、さらに事業を具現化するため、学校施設整備を含む「藤沢市公共施設再整備プラン」として再整備の方向性を示しています。

また、学校施設は学校教育の実践を目的とした教育施設であり、さらに施設数も多数にわたり、他の公共施設とは異種の性質をもっていることから、「藤沢市公共施設再整備基本方針」に基づくなかで、老朽施設の解消、維持保全、環境整備等の実施を計画的に図るため、その道筋となる学校施設独自の総合的な「学校施設再整備計画」を策定するための基本的な考え方（基本方針）を整理することを目的としています。



第1章

藤沢市学校施設の現状と課題

第1章 藤沢市立学校施設の現状と課題

1 学校数の推移

本市立学校は、小学校が平成6年度に分離新設した石川小学校を最後に35校、中学校では昭和61年度に分離新設した羽鳥中学校を最後に19校で現在に至っています。特別支援学校1校を含め全55校となっています。



石川小学校



羽鳥中学校



白浜養護学校

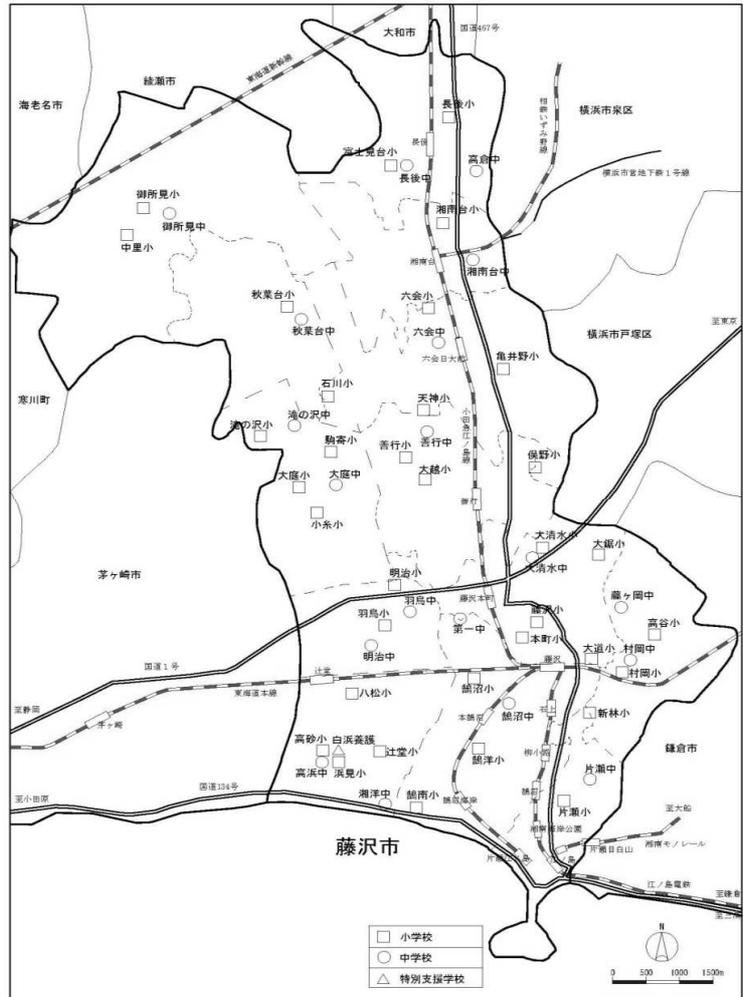


図1-1 学校位置図

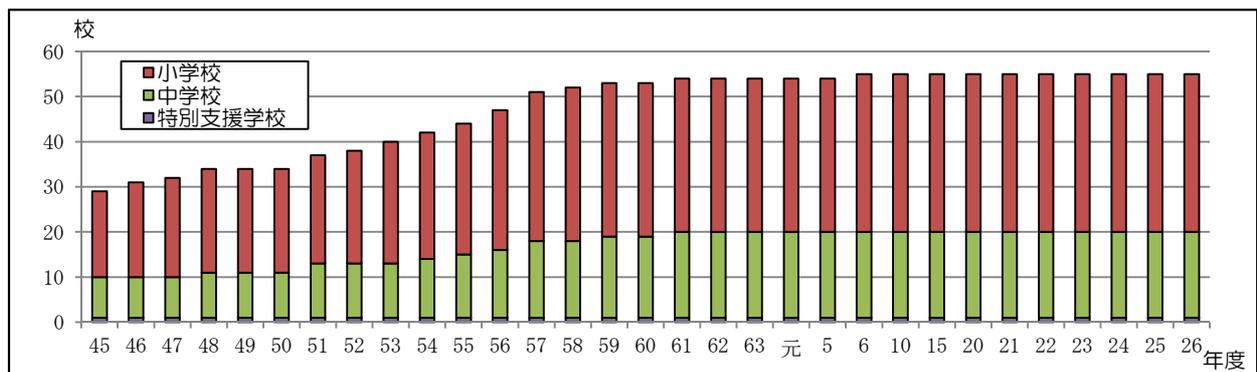


図1-2 学校数の推移

2 市の人口及び児童生徒数の推移と今後の見込み

本市の人口は、平成26年5月現在で約41万9千人で、今後も増加を続け、平成42年に最大値を迎え、その後ゆるやかに減少に転じると見込まれています。

また、児童生徒数については、昭和55年から昭和60年の約4万7千人をピークに年々減少し、平成15年の約3万8百人を境に微増に転じ、平成26年5月現在では約3万3千人となっています。

今後の見込みとしては、小学校の児童数は平成27年にピークを迎え、その後はゆるやかに減少し、平成32年には、平成26年よりも約610人減の約2万2千人になると見込んでいます。学校毎に見ると、平成26年と比較して平成32年に児童数が減少している小学校は19校、増加している小学校は15校、変わらない学校は1校となる見込みです。

また、中学校の生徒数では、平成29年にピークを迎え、その後はゆるやかに減少し、平成38年には、平成26年よりも約580人減の約9千9百人になると見込んでいます。学校毎に見ると、平成26年と比較して平成38年に生徒数が減少している中学校は13校、増加している中学校は5校、変わらない学校が1校となる見込みです。

なお、学校毎の児童生徒数がピークを迎える見込みの年は、「P.35（別表）学校規模と施設の状況」のとおりです。

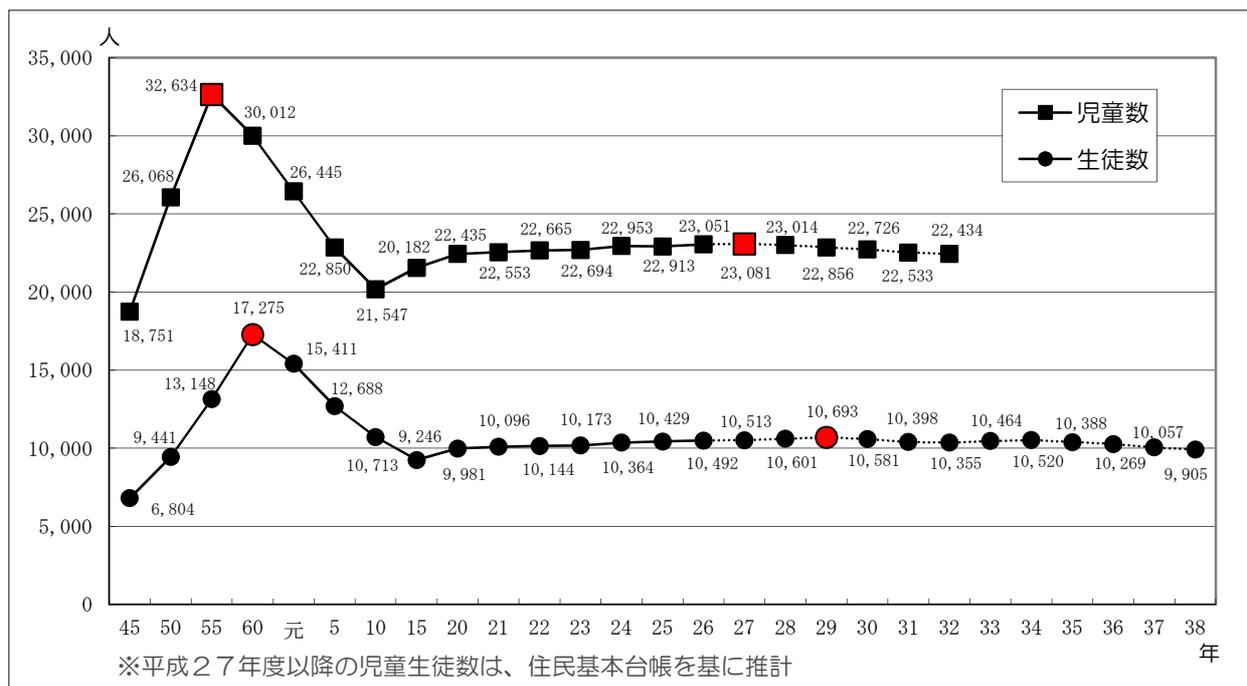


図1-3 児童生徒数の推移

3 これまでの学校施設整備の取組

(1) 児童生徒急増期以降の取組

本市におけるこれまでの学校施設整備の取組は、昭和40年代から50年代にかけ、本市への人口流入と児童生徒急増期を迎えたことで小学校・中学校ともに分離新設校の設置に取組みました。昭和60年頃には児童生徒数増加のピークを迎え、その後、減少傾向となったことから、平成に入り建築後30年から40年程度が経過した学校施設の改築に取り組みむとともに管理諸室の空調設備整備、外壁補修やグラウンド改修、プールや放送などの設備改修など様々な事業を行ってきました。

(2) 学校施設の耐震化

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災の被害状況を受け、全国的に学校施設の耐震化が求められたことから、本市においても改築事業の実施から、旧耐震基準^{※1}の校舎及び屋内運動場の耐震化を優先し、平成23年度には全施設の耐震化工事を完了しました。



滝の沢小学校校舎耐震補強工事

(3) 現在の取組

現在の取組は、平成27年4月に改定予定の「藤沢市教育振興基本計画」の基本方針の一つとして、「学校教育を充実させる人的、物的条件整備を図ります」という内容を盛り込み、子どもたちが安心して学ぶことができる学校施設・設備などの整備・充実を図るためにトイレ改修や空調設備整備、外壁・防水改修、グラウンド改修等の環境整備事業を中心に設備機器の更新等に取り組んでいます。

※1 旧耐震基準

昭和56年5月以前の耐震基準。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準で建築されたものに大きな被害が発生するなど、耐震性が不十分である建物が多い。

※2 新耐震基準

昭和56年6月から適用されている現行の耐震基準。中規模の地震（震度5強程度）に対してはほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度6から震度7程度）に対しても人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じない基準。

※3 耐用年数

資産が利用に耐える年数。
例：冷暖房設備-12年、給排水設備15年（財務省令）

※4 ICT

情報コミュニケーション技術。電子黒板、実物投影機、児童生徒用PC・タブレット、デジタル教材などを多様な学習のための重要な手段として活用。

4 学校施設の現状と課題

(1) 老朽施設の解消

本市の学校施設は、平成23年度に完了した本町小学校校舎棟の改築をもってすべての校舎棟、屋内運動場の耐震化が完了していますが、建築後40年を経過した校舎棟を保有する学校が23校、30年では42校となっており、老朽化が著しい状況となっています。これらの校舎棟は児童生徒急増期に複数回にわたり増築を行っているなど、一体の校舎棟であっても建築年次が異なるものや旧耐震基準と新耐震基準^{※2}の建物が混在している学校も数多く存在します。

また、屋内運動場についても、建築後40年を経過した学校が21校、30年を経過した学校は40校となっており、校舎棟と同様に老朽化が進んでいるとともに、一部の学校では児童生徒数に対してアリーナ面積が不足するなど、狭隘の状況になっています。

こうした状況の中、老朽化への対応として、施設の改築や長寿命化改修（P.11 図2-2 参照）等の早期実施が求められており、財源確保を含めた計画的な事業実施が課題となっています。

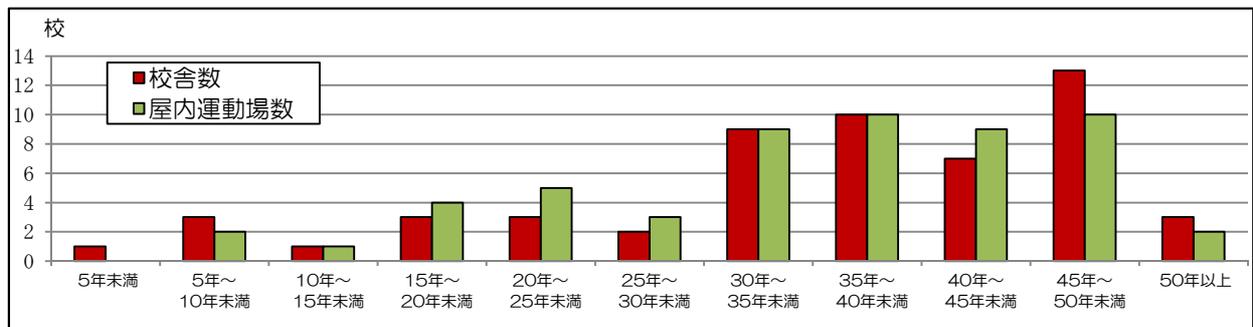


図1-4 築年数別学校分布（平成27年4月1日現在）

(2) 学習環境や学校生活環境の整備

施設に付帯する設備や機器類についても改修や更新などを行っているものの、耐用年数^{※3}を経過したものも多く使用している状況です。こうした付帯設備や機器類の改修及び更新を計画的に進めていくとともに、近年の猛暑対策としての空調設備整備やトイレ改修、グラウンド整備など、学習環境や学校生活環境の整備も求められています。

(3) 多様化する教育ニーズへの対応

子どもたちが学びで得たことを活用し、他者と関わり合いながら未来を生きる力を育てるためには、豊かな創造力を育む教育環境が必要であることから、近年では、授業や指導の少人数化、ICT^{※4}を導入した授業の実施、必要に応じ児童生徒に対するカウンセリングや相談機能の充実など個々へのきめ細やかな対応が求められています。

今後、これらの状況に応じ、学校施設をいかに対応させていくかが課題となっています。



タブレット端末を使用した授業

(4) 学校規模の適正化

全国的には児童生徒数が減少傾向にあるなか、本市では宅地開発等により現在も増加している地域では教室不足が生じ、13校で仮設校舎による対応を図っている学校がある一方、地域によっては児童生徒数の減少により適正規模^{※5}に達していない学校があるなど学校規模の格差が生じている状況です。（P.35 別表「学校規模と施設の状況」参照）

過大規模となっている学校においては、児童生徒数に比して体育館・グラウンドなどが狭隘となり、授業のカリキュラムにおいて特別教室や体育館、グラウンド、プールなどの割り振りに融通がきかない状況があること、また、小規模となっている学校においては、児童生徒間の多様な交流が十分でない状況も懸念されることなどから、教育活動における一定の質の維持に課題を生じています。



過大規模で仮設校舎が3棟ある鵜洋小学校

このようなことから、適切な教育活動を行うには学校規模の適正化が喫緊の課題となっています。しかし、過大規模となっている小学校だけでなく、その隣接している地域に目を向けても短期的には大幅な児童数減少の見込みがなく、現状では学区変更による学校規模の適正化は非常に困難な状況のため、現段階から「藤沢市学校適正配置検討部会」で継続的な検討が必要です。

平成26年5月1日現在

（標準学級数：単位：校）

区 分	規 模					合 計
	過小規模 (1～5学級)	小規模 (6～11学級)	適正規模 (12～24学級)	大規模 (25～30学級)	過大規模 (31学級以上)	
小学校	0	1	29	2	3	35
中学校	0	4	15	0	0	19

平成32年<推計>

（標準学級数：単位：校）

区 分	規 模					合 計
	過小規模 (1～5学級)	小規模 (6～11学級)	適正規模 (12～24学級)	大規模 (25～30学級)	過大規模 (31学級以上)	
小学校	0	1	25	9	0	35
中学校	0	4	15	0	0	19

表1-1 適正規模の状況

※5 適正規模

法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされているが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りではない」という弾力的なものとなっていて、本市では12学級以上24学級以下を適正規模としている。

～参考法令～

学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から第49条まで、・・・（中略）第68条までの規定は、中学校に準用する。（以下略）

第2章

国の動向

第2章 国の動向

1 学校施設の長寿命化

(1) 文部科学省において「老朽化対策検討特別部会」の設置

第2次ベビーブーム世代の増加に伴い、昭和40年代後半から50年代にかけて日本全国で多くの学校施設が建設され、今、国・地方ともに厳しい財政状況のなかでこれらの施設の老朽化による更新時期を迎えつつあり、この大きな課題に向け、平成24年4月に「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」の下に「老朽化対策検討特別部会」を設置し、老朽化した学校施設の再生整備の在り方や推進方策等について検討を進めました。

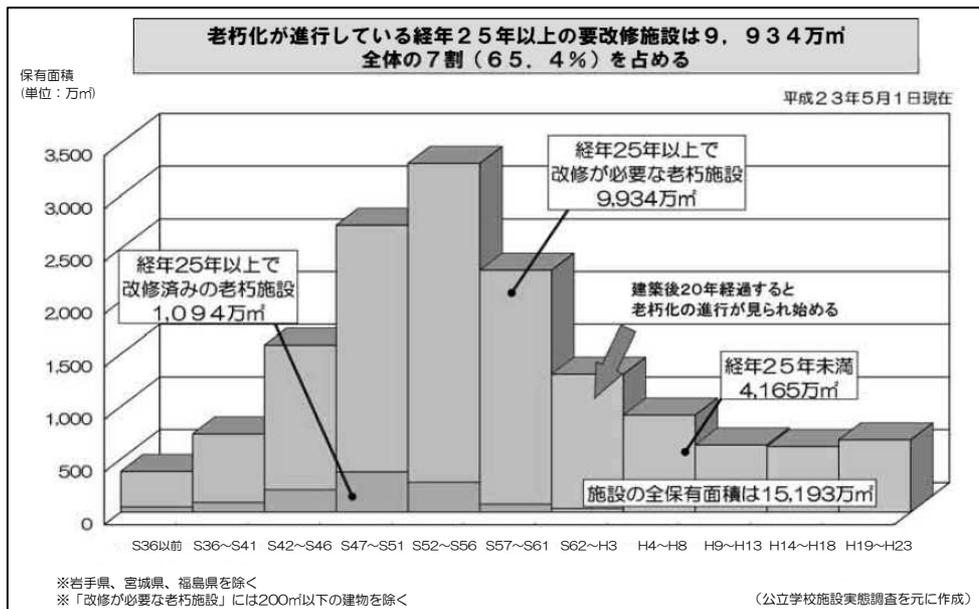


図2-1 公立小中学校非木造建物の経年別保有面積<全国>

出典：「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」
平成25年（学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）

(2) 老朽化対策ビジョン

「老朽化対策検討特別部会」における検討の結果、平成24年8月に「学校施設老朽化対策ビジョン（仮称）」（中間まとめ）を経て、平成25年3月に「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」がまとめられました。

この中で、安全面、機能面、環境面、財政面を問題点としており、対応する施策の方向性として「計画的整備」と「学校施設の長寿命化」を掲げています。

(3) 計画的整備

学校施設の劣化状況や教育内容・方法への適応状況などを適切に把握し、適時・適切な整備ができるよう改修・改築の実施時期や規模等を定めた中長期的な整備計画を策定し、計画的に整備することが必要としており、改築から長寿命化改修への転換等により実行可能な計画とすることが大切としています。

(4) 学校施設の長寿命化

国・地方の厳しい財政状況の下、限られた予算でできる限り多くの施設の安全性を確保し、機能向上を図っていくためには、改築より工事費が安価で廃棄物や二酸化炭素排出量が少ない長寿命化改修への転換が必要としています。鉄筋コンクリート造の学校施設の場合、法定耐用年数としては60年または47年となっていますが、これは税務上の減価償却費を算定するためのものであり、実際の物理的な耐用年数はこれより長く70～80年程度、さらに技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能であるとしています。ただし、改築から長寿命化改修への転換にあたっては、コンクリート強度が不足している施設など構造体の耐久性が確保されない施設や、教室等の配置計画上次改修では近年の教育内容・方法に適応させることが困難な施設など実状により改築せざるを得ない施設などがあることにも留意すべきとしています。

1. 長寿命化改修とは

学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるための新しい改修方法。従来のように建築後40年程度で建て替えるのではなく、コストを抑えながら建て替え同等の教育環境の確保が可能。

2. 長寿命化改修のメリット

① 工事費用の縮減、工期の短縮が可能

- ・ 構造体（柱やはり）の工事が大幅に減少するため、工事費用が建て替えと比較して4割程度縮減。
- ・ 工期も大幅に短縮

② 建て替えた場合と同等の教育環境の確保が可能

- ・ ライフラインや仕上げ、機能の一新が可能
- ・ 間取りを変更することも可能

③ 廃棄物量が少ない

- ・ 排出する廃棄物が少なく環境負荷が少ない
- ・ 廃棄物処理に係るコストの削減が可能



環境に配慮した学校施設として再生



改修に併せて多目的に活用できるワークスペースを整備

図2-2 長寿命化改修の概要

出典：「学校施設の長寿命化改修の手引～学校のリニューアルで子供と地域を元気に！～」平成26年（文部科学省）

2 新たな教育的課題に対応するための教育制度の推進

(1) 少人数学級・少人数指導

文部科学省では、教育現場が抱える様々な課題に対処し、教育の質を高めることは極めて重要な課題と捉え、多様化するこれからの課題に対し、教職員数を拡大することで児童生徒が持つ能力を最大限伸張させる取組を検討してきています。

平成25年8月には、文部科学省の「教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方検討チーム」が、平成25年度全国学力・学習状況調査を活用した少人数教育の効果検証も踏まえ、「世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学力向上7カ年戦略」を公表し、この7カ年戦略において「少人数学級の推進」、「チーム・ティーチング^{※6}」や習熟度別少人数指導の推進」を目指し、必要な加配定数^{※7}を措置することとしています。また、平成26年8月には、教育再生の実行に向けた教職員等指導体制の在り方等に関する検討会議の提言において、「学習内容の定着や学習上のつまずきの解消等を図る観点から、少人数の習熟度別指導や放課後補習などの取組を推進するとともに、学力保障が必要な学校に対して教員の加算措置を行うなど、教職員等指導体制を充実することが必要である。」としています。

その反面、平成26年度政府予算では、義務標準法の制定以降初めて教職員定数の自然減を上回る教職員定数の削減が行われた状況もあることから、今後国の動向を注視する必要があります。

(2) 小中連携、一貫教育の推進

子どもや社会の状況は大きく変化し、現行の学校教育制度が導入された当時と比べ児童生徒の発達早期化が見られるほか、自己肯定感の低さ、小1プロブレム^{※8}や中1ギャップ^{※9}などの課題が指摘されています。このような課題に対応するために、小中一貫教育の取り組みが行われています。

小中一貫教育については、義務教育9年間を現状の「6・3制」の区分をはずし、9年間を一体的にとらえ、「4・3・2制」や「5・4制」など融通性のある教育方針を定めることができるとしています。「中1ギャップ問題」の解消、学力向上や児童生徒指導においても有効であり、児童生徒一人ひとりに確かな学力や豊かな心、健やかな身体を保障するとともに、いじめや不適應を解消し、さらに充実した学校生活を送ることができるようにするためのシステムです。しかし、小中一体型を新設するためのコストや通学距離の問題、教職員間の意識の共有化や一部教員の授業時間増加など課題も多く捉えられています。

※6 ティーム・ティーチング

複数の教師が協力して指導する1つの学習集団に対し2人以上の教師が協力して指導すること。

例：①1学級を単位とし、学習集団を分けずに複数の教師が協力して指導する場合

②1学級内又は学級単位を超えて学習集団を編成し、全部又は一部の学習集団に対して複数の教師が協力して指導する場合など

※7 加配定数

習熟度別指導のための少人数指導の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える課題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数（基礎定数）とは別に毎年度の予算の範囲内で特例的に措置しているもの。

(3) インクルーシブ教育の推進

障害者の権利に関する条約の国連における採択、政府の障がい者制度改革の動き、障害者基本法の改正等により、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会（共生社会）をめざすことが重要であるとされています。共生社会の形成に向けては、インクルーシブ教育システム^{※10}の理念が重要です。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。



交流・共同学習の様子

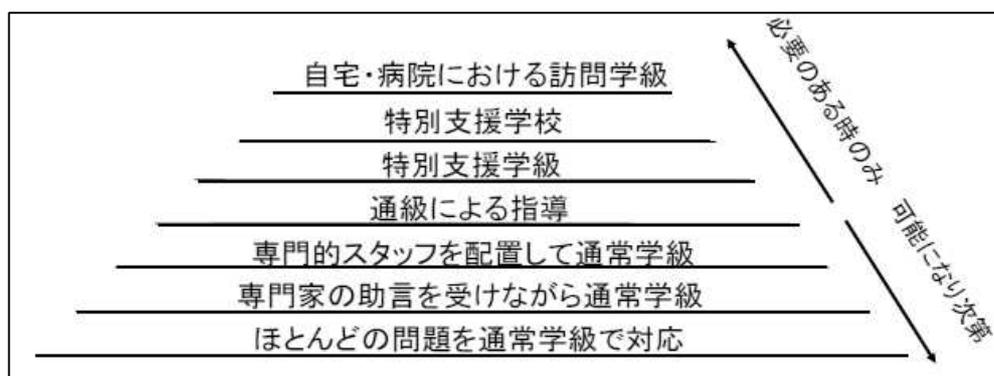


図2-3 日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性

出典：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
平成24年（文部科学省）

※8 小1プロブレム

小学校1年生などの教室において、学習に集中できない、教師の話が聞けずに授業が成立しないなど学級がうまく機能しない状況。

※9 中1ギャップ

児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の問題行動につながっていく事態。

※10 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

第3章

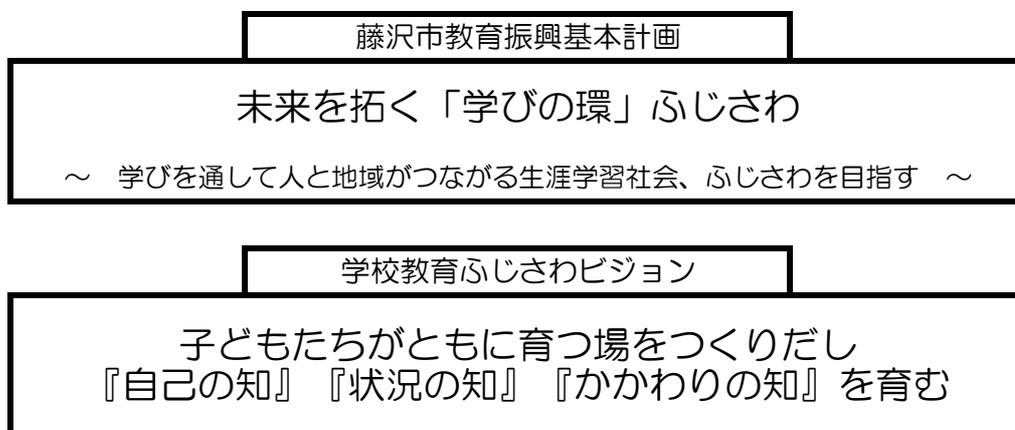
藤沢市が目指す教育のあり方

第3章 藤沢市が目指す教育のあり方

1 基本理念

本市教育委員会では、平成15年に本市学校教育のあるべき姿やそれを目指す理念を示した「学校教育ふじさわビジョン」を策定しています。その後、平成23年に藤沢市の教育のこれまでの取組を整理し教育に関する総合的な中期計画として「藤沢市教育振興基本計画」を策定し、これを受けて平成24年度に「学校教育ふじさわビジョン」を改定しています。

「学校教育ふじさわビジョン」においては、学校教育に特化したなかで藤沢市が目指す教育のあり方を示しており、子どもたちが未来を切り開くための「生きる力」、基礎的かつ基本的な学力の定着、広く地域と協働する学校の姿、子どもたちの学びを支える教師のあり方を「めざす子ども像」「めざす学校像」「めざす教師像」として示しています。



2 教育の現状と課題及び今後の方向性

本市教育委員会では、これまで1で示した基本理念の達成に向け、次の6つの重点項目を定めております。

- ① 指導方法の工夫改善と指導の充実
- ② 教職員の研修・研究の充実
- ③ 創意工夫ある教育課程の推進
- ④ 教育連携の充実
- ⑤ 児童生徒の健全育成のための相談・指導体制の充実
- ⑥ 学校支援並びに家庭及び地域支援の充実

※下線箇所は、P.19「ハード面において特に考慮すべき取組」項目

具体的には、以下のような施策を行ってまいりました。

重点項目	具体的施策
① 指導方法の工夫改善と指導の充実	児童生徒一人ひとりを大切にする学校教育の充実、中学校学習支援事業による学習支援の充実、特別支援教育充実のための特別支援学級の新設など
② 教職員の研修・研究の充実	教員の資質向上、指導力向上のための研修の充実など
③ 創意工夫ある教育課程の推進	学校の実態や地域の状況に合わせた教育課程の編成や研究の充実など
④ 教育連携の充実	幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携の推進など
⑤ 児童生徒の健全育成のための相談・指導体制の充実	いじめの早期発見・早期対応と相談機能充実のための学校教育相談センターの開設とスクールカウンセラーの派遣など
⑥ 学校支援並びに家庭及び地域支援の充実	ICTを活用した教育環境の整備、PTA育成事業の推進、学校・家庭・地域・行政の連携、協働による地域支援の充実など

以上のように、様々な施策を行ってまいりましたが、これらのうち、一定の成果をあげたもの、未だ、課題を残しているものなどについて、今後に向けて整理していかなければなりません。

とりわけ喫緊の課題としては、

- ① 教職経験年数に偏りを生じている教職員構成を補うためのベテランと若手教職員をつなぐ中堅教職員（ミドルリーダー）の育成
 - ② 支援の必要な児童生徒の増加に対応するための教員の専門性の向上及び教育環境の整備
 - ③ 児童生徒指導上の諸問題（暴力行為・いじめ・不登校など）における事態の深刻化
 - ④ 日本語を母語としない児童生徒の増加に伴う支援の充実
 - ⑤ 高度情報化社会の進展に伴って、児童生徒がソーシャルネットワークサービスを利用することから発生するトラブルや犯罪に巻き込まれる事案の増加
 - ⑥ 東日本大震災を教訓とした防災教育の推進及び学校施設の改築・長寿命化など教育環境の整備
- などが挙げられます。

これらの課題を踏まえ、今後次のような施策を中心に取り組んでいきます。

- 教職員のキャリアステージに応じた研修の充実
- 教職員の支援体制の充実や学びのセーフティネットの構築
- 一人ひとりのニーズに応じた支援教育（インクルーシブ教育の概念）の構築
- 地域の状況に応じた小中連携、一貫教育の研究
- 子どもと社会をつなぐ教育の推進
- 児童生徒及び保護者への情報モラル教育の推進
- 命を守る「教育の推進」や「教育環境の整備」の促進
- 学校規模の適正化や計画的な老朽化施設の解消 など

※下線箇所は、P.19「ハード面において特に考慮すべき取組」項目

以上の施策を中心として、子どもたちの笑顔あふれる学校づくりをめざしていきます。

加えて、子どもの豊かな学びを創造し、地域とともにある学校づくりを推進し、地域に開かれた信頼される存在となるために、学校と家庭・地域、行政が連携し、より望ましい学校づくりに取り組んでいく必要があります。

3 学校施設に求められているもの

前段の「教育の現状と課題及び今後の方向性」から、図3-1のとおりハード面において求められている機能を導き出しています。

学校施設は、児童生徒が安全・安心で快適に学習活動や学校生活を送るための環境が求められるのは言うまでもありませんが、今後、再整備にあたっては、学校施設に求められる普遍的な機能にあわせ、いっそうの教育力向上を踏まえた施設整備が必要となってきます。

※11 ユニバーサルデザイン

全ての人にとって使いやすいようにデザインするという考え方で、次に示す7つの考え方が基本。

- ① だれにでも公平に使用できること
- ② 使用する上での自由度が高いこと
- ③ 使用方法が簡単であること
- ④ 必要な情報が効果的に伝わること
- ⑤ 使用方法等を間違えても、重大な事故に繋がらないこと
- ⑥ 身体的な負担がなく、効率的に使用できること
- ⑦ 使用者の体格、移動能力等に関わらず利用できる広さや大きさがあること

「教育の現状と課題及び今後の方向性」からハード面において求められている機能

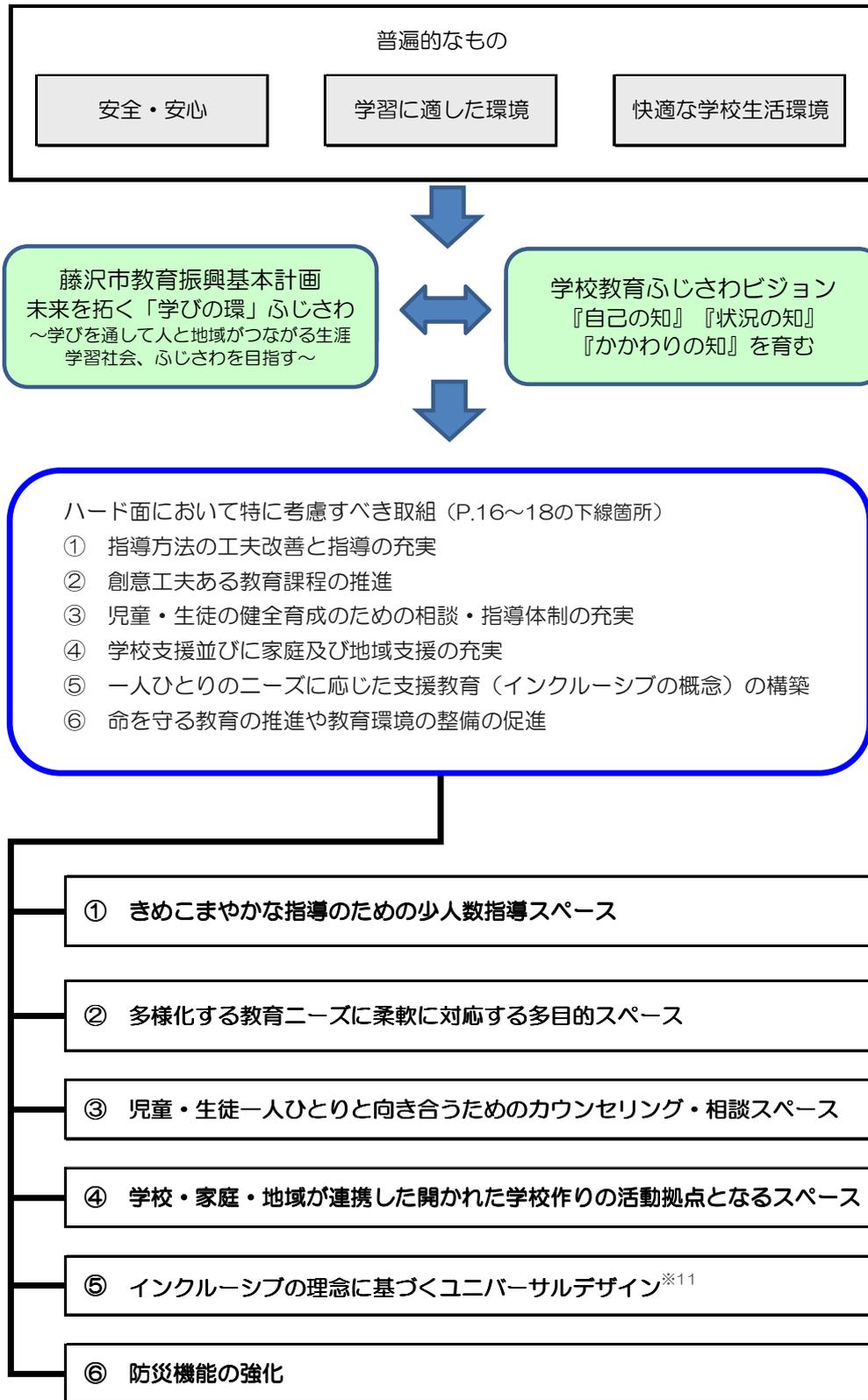


図3-1 「教育の現状と課題及び今後の方向性」からハード面において求められている機能

第4章

学校施設再整備計画の基本的な考え方

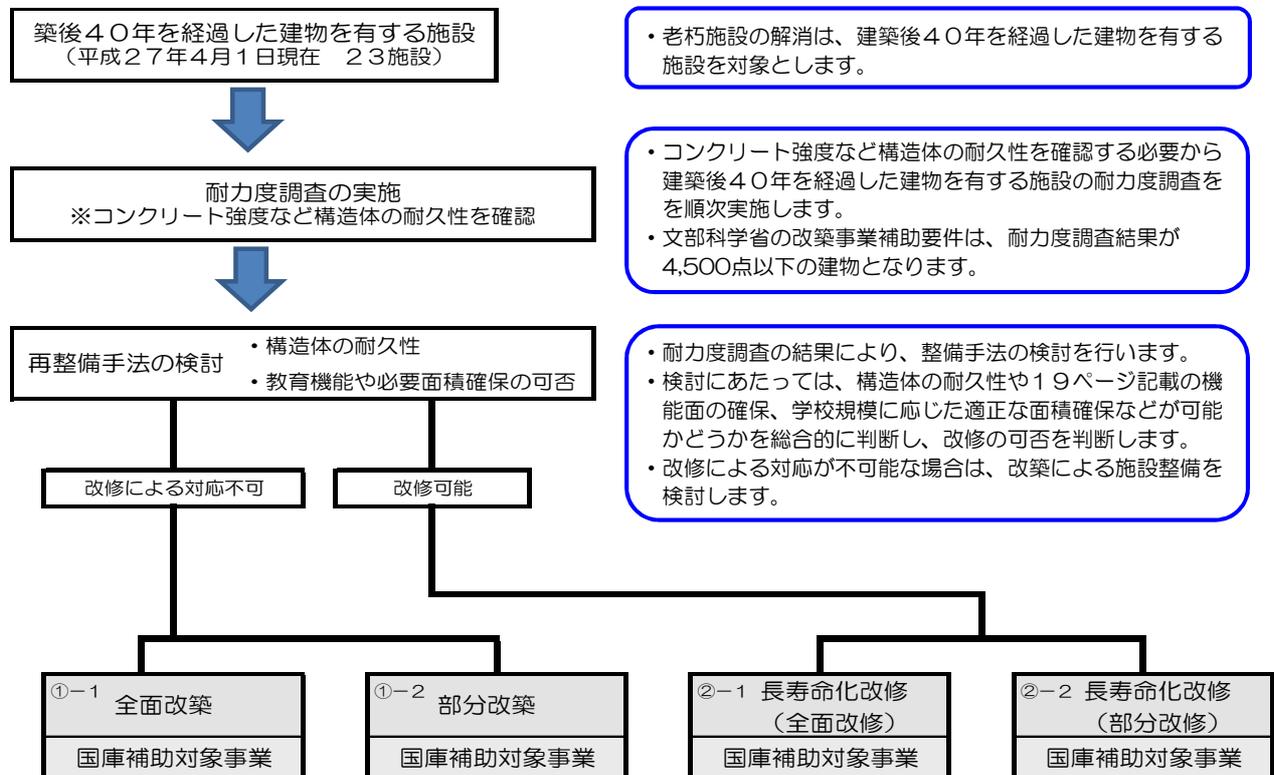
第4章 学校施設再整備計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

- (1) 老朽施設の解消
- (2) 既存施設の適正な管理、運営
 - (2)－① 施設の安全対策・維持保全
 - (2)－② 教育・学校生活環境整備
 - (2)－③ 新たな教育ニーズに対応する諸整備
- (3) 学校規模の適正化・学校の統廃合の検討

(1) 老朽施設の解消

施設の老朽化の状況を詳細に把握するため、建物の耐力度調査を実施します。調査にあたっては、建築後40年を経過した建物を有する学校を対象として実施し、その結果に基づき建物の状態や施設の状況を総合的に判断し、長寿命化改修が可能かまたは改築すべきか等を判断します。また、改築や長寿命化改修を実施することで、施設の老朽化を解消するとともにあわせて多様化する教育内容へ柔軟に対応できる施設づくりなど、教育環境整備も同時に図ります。



※整備手法の詳細は、23ページ以降に記載のとおりです。

①-1 全面改築

・校舎棟のみでなく、屋内運動場、給食調理室、プール施設等、すべての施設を一体的に改築・整備します。この整備は、配置計画が自由に立てられることから、校地全体の有効活用を考慮したプランニングが可能となるとともに、施設全体の整備年度が整うことから、以後の維持管理を画一的に行うことが可能となります。

また、既存施設の配置によっては、既存校舎を使用しながら新校舎を建設することができ、仮設校舎の設置が不要となる場合もあります。

統廃合や学区変更などによる学校規模の変更にも柔軟に対応できる手法です。

・校舎棟のみ、屋内運動場のみを全面改築します。

この整備は、既存施設が残ることから、配置計画に制限が生じますが、施設全体を改築することで柔軟な平面プランが可能です。また、屋内運動場については、十分なアリーナ面積を確保することができるのと同時に、合わせて武道場の整備やプールとの合築なども考慮することができます。

配置計画に制限が生じることから、改築時の仮設校舎での対応が必要となります。



本町小学校改築鳥瞰図

①-2 部分改築

・建築年度が複数年にわたる校舎棟など、一部の校舎棟を残して改築します。改築しない校舎棟については、躯体のみを残して長寿命化改修を実施し、設備を含めたりニューアルを図ります。この整備は、既存施設が残ることから、配置計画に制限が生じますが、改築部分で不足している機能や教育内容への対応などを図ることができます。

配置計画に制限が生じることから、改築時の仮設校舎での対応が必要となります。

耐力度調査とは

公立学校施設における ①建物の構造耐力、②経年による耐力低下、③立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価するもの。

$$\begin{array}{l} \text{耐力度点数} = \text{①構造耐力} \times \text{②健全度} \times \text{③立地条件} \\ (10,000\text{点満点}) \quad (100\text{点満点}) \quad (100\text{点満点}) \quad (\text{指数}1.0\sim0.82) \end{array}$$

※10,000点満点の減点法で採点

- ①構造耐力の評価項目・・・水平耐力、コンクリート圧縮強度、層間変形角、基礎構造、地震による被災履歴
- ②健全度の評価項目・・・経過年数、コンクリート中性化深さ及び鉄筋かぶり厚さ、鉄筋腐食度、躯体等の状態、構造使用材料、不同沈下量、コンクリート圧縮強度、火災による疲弊度
- ③立地条件の評価項目・・・地震地域係数、地盤種別、敷地条件、積雪寒冷地域、海岸からの距離

②-1 長寿命化改修（全面改修）

・校舎棟全面を躯体のみ残し、状況に応じた長寿命化対策を施したうえで設備を含めたりニューアルを図ります。この整備は、施設の配置変更ができないことから、既存建物の配置のなかで平面計画を立てる必要があります。教育内容に柔軟に対応するために、一部増築するなどの検討も必要です。また、改築と比較すると既存の柱・梁等を使用するため、整備後の耐用年数が短くなります。

既存施設をリニューアルすることから、整備時の仮設校舎での対応が必要となります。

また、屋内運動場やプール、給食施設などの状況により、以後の維持管理を考慮した計画が必要となります。

②-2 長寿命化改修（部分改修）

・校舎棟の一部を躯体のみ残し、状況に応じた長寿命化対策を施したうえで設備を含めたりニューアルを図ります。この整備は、施設の配置変更ができないことから、既存建物の配置のなかで平面計画を立てる必要があります。残りの校舎棟については、外壁改修・屋上防水や設備改修などを状況に応じて実施します。

既存施設をリニューアルすることから、整備時の仮設校舎での対応が必要となります。

また、屋内運動場やプール、給食施設などの状況により、以後の維持管理を考慮した計画が必要となります。

① 建物の耐久性を高めるもの		
・ 構造躯体の長寿命化を実施するもの （コンクリートの中性化対策や鉄筋の腐食対策等）	中性化対策のための抑制剤やアルカリ性付与剤の塗布	耐久性に優れた屋根材の一例（カラーガルバリウム鋼板）
・ 耐久性に優れた材料等を使用するもの （劣化に強い塗装・防水材等の使用）		
・ 維持管理や設備更新の容易性を確保するもの	改修後	埋設されていた配管を改修の際に露出化
・ 水道、電気、ガス管等のライフラインの更新		
② 現代の社会的要請に応じるもの	様々な学習内容・学習形態に対応できる多目的スペースを整備	外断熱、自然光利用、自然換気などのエコ改修
・ 少人数指導など多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供		
・ 断熱、二重サッシ、日射遮蔽等の省エネルギー対策		

図4-1 長寿命化改修事業の工事内容

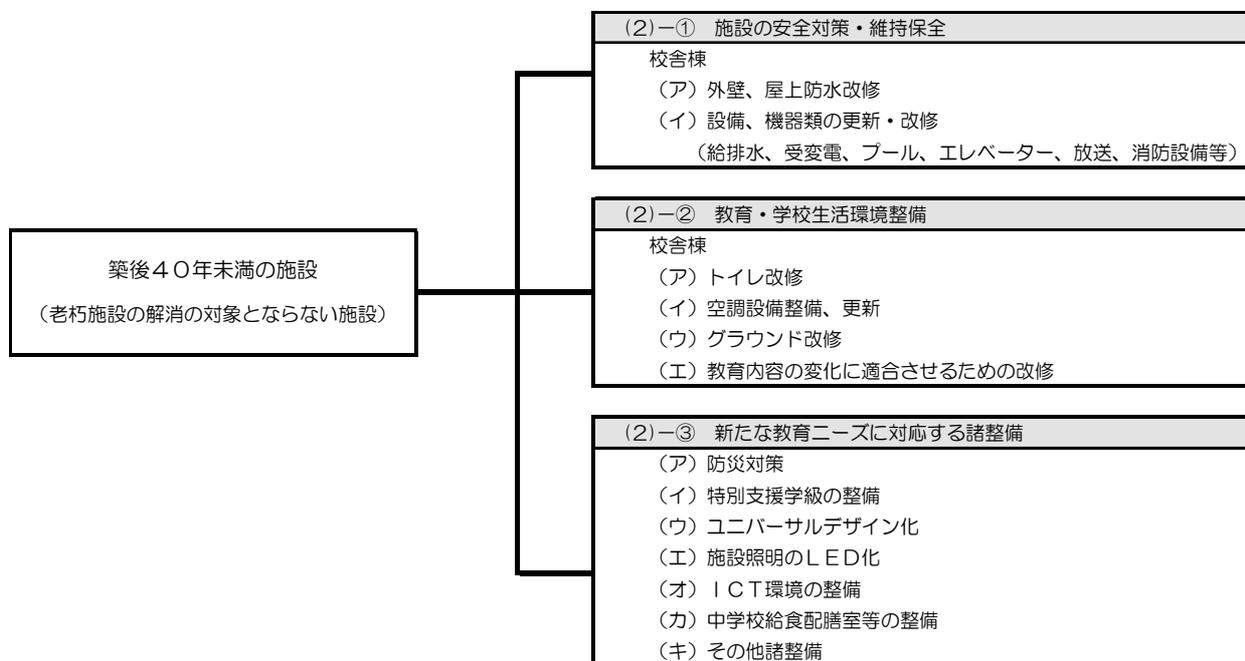
出典：「学校施設の長寿命化改修の手引～学校のリニューアルで子供と地域を元気に！～」平成26年（文部科学省）

文部科学省における国庫補助要件の概要

- ① 改築
耐力度調査結果が4,500点以下になった建物を危険改築事業の補助要件とする
- ② 長寿命化改修
平成27年度から補助要件を緩和し、耐力度調査結果にかかわらず、建築後40年以上経過した建物を対象とする（「平成26年度都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議」資料より）

(2) 既存施設の適正な管理、運営

「老朽施設の解消」の対象とならない施設について、児童生徒の安全対策及び施設の維持保全対策、教育環境や学校生活環境向上のための整備、新たな教育ニーズに対応するための諸整備を実施していきます。



① 施設の安全対策・維持保全

老朽施設の解消の対象とならない施設について、児童生徒の安全対策及び施設の維持保全対策を講じます。

(ア) 外壁・屋上防水改修

鉄筋の爆裂等による外壁の浮きや劣化、剥落などの防止、改善、また、屋上防水の劣化等による雨漏りなどの抑止のため、外壁・屋上防水改修を計画的に実施します。



富士見台小学校外壁等改修工事

(イ) 設備・機器類の更新、改修

給排水、受変電、プール、エレベーター、放送、消防設備など各種設備・機器を安全かつ正常に使用でき、効率的な維持管理を行うため、耐用年数を考慮した設備・機器の更新やオーバーホール※12などを計画的に実施します。



大清水小学校プール改修工事

② 教育・学校生活環境整備

(ア) トイレ改修（2系統目以降の整備を含む）

暗い・汚い・臭いのいわゆるトイレの3K解消のため、各校1系統のトイレ改修を計画的に実施します。改修にあたっては、一部の便器を除き大便器の洋式化を図るとともに、節水型や自動洗浄型などを取り入れ、床は乾式に変更していきます。

また、全校1系統の改修が完了した後は、老朽施設の解消の対象とならない施設について2系統目以降の整備も計画的に実施します。



村岡小学校トイレ改修工事

(イ) 空調設備整備、更新（管理諸室の更新、特別教室への設置を含む）

中学校全校の普通教室への空調設備整備が完了したことから、小学校の普通教室への空調設備整備を計画的に実施し、併せて給食調理室への整備を行います。普通教室への全校整備が完了した後は、老朽施設の解消の対象とならない施設を優先的に、管理諸室等に設置されている空調設備の更新と特別教室への設置を合わせて実施していきます。



大庭中学校普通教室等空調設備設置工事

(ウ) グラウンド改修

グラウンド表層の劣化による埃の発生や排水の悪化等による教育や近隣への影響への対策として、グラウンド改修工事を計画的に実施していきます。

(エ) 教育内容の変化に適合させるための改修

多様化する教育内容の変化に対応するため、必要に応じて施設改修を実施します。

※12 オーバーホール

機械製品を部品単位まで分解して清掃・再組み立てを行い、新品時の性能状態に戻す作業のこと。

③ 新たな教育ニーズに対応する諸整備

(ア) 防災対策

各施設の立地や施設の状態等必要に応じて「藤沢市地域防災計画」との整合性を保つなかで、防災機能の充実を図ります。とりわけ津波浸水想定区域※13内に立地している学校施設の避難機能の強化を図ります。



湘洋中学校非常用屋外階段設置等改修工事

(イ) 特別支援学級の整備

設置要望や地域の状況を踏まえ、余裕教室の状況や児童生徒数の動向を勘案するなかで、特別支援学級の整備を図ります。

(ウ) ユニバーサルデザイン化

インクルーシブ教育の実践に際し、ユニバーサルデザイン化を図るとともに、一人ひとりが安心して学ぶことができるよう、様々な障がい特性への対応を考慮した施設整備を検討します。

(エ) 施設照明のLED化

「藤沢市公共施設LED化推進計画」に基づき、老朽施設の解消の対象とならない施設を対象として、順次、施設照明のLED化を図ります。

実施内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
学校施設整備計画の策定		←→						
新規仮設校舎設置に併せ試行的導入	←→ 1校4教室	←→ 1校2～3教室	←→ 1校2～3教室					
蛍光管照明のLED化				←→ 1校	←→ 1校	←→ 1校	←→ 1校	←→ 1校
大規模改修、改築に併せ導入				←-----→				

←-----→ は、未確定

図4-2 LED照明の導入スケジュール

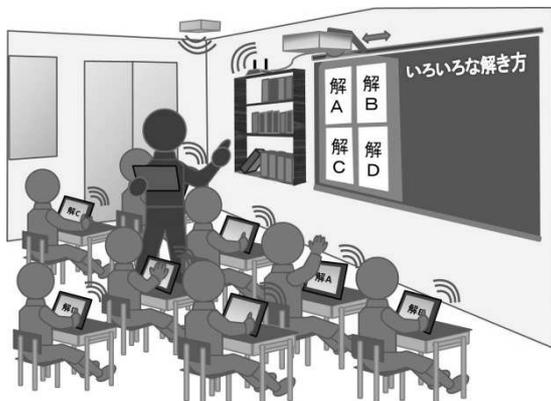
出典：「藤沢市公共施設LED化推進計画」平成26年（藤沢市環境総務課）

※13 津波浸水想定区域

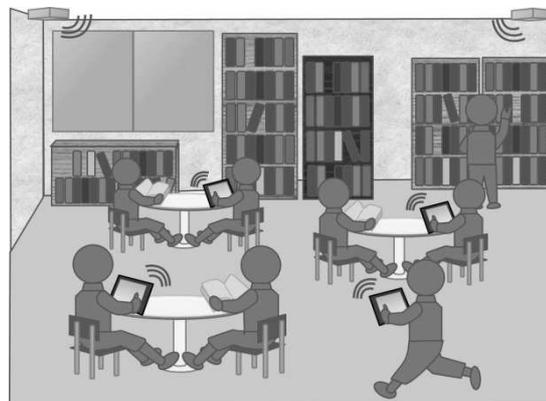
2012年(平成24年)3月に神奈川県が一定の条件に従って津波の浸水を予測した区域。最大津波高さ10.7mの慶長型地震の津波想定によると、区域内に位置する学校は、鵜南小学校と湘洋中学校の2校。

(オ) ICT環境の整備

教育現場におけるICTの活用を推進するため、「(仮称)教育情報機器整備基本方針」を策定し、長期的な視点のもと、効果的な資源の投入を図りながら、計画的にICT環境の整備を進めます。



タブレットとプロジェクタを活用した教室イメージ図



メディアセンターイメージ図

(カ) 中学校給食配膳室等の整備

中学校給食の拡充にあわせ、安全面・衛生面を考慮した給食配膳室の整備を進めます。

(キ) その他諸整備

施設の状況に応じた各種諸整備を実施します。



中学校給食配膳室とデリバリー給食

(3) 学校規模の適正化・学校の統廃合の検討

児童生徒数の推移や通学区域に関する課題を整理し、学校の統廃合を含め通学区域の再編・見直しについて継続的に検討を行い、小中学校の適正配置を図ることを目的とした「藤沢市学校適正配置検討部会」のなかで検討します。

具体的には、本市においては過大規模となっている学校は近隣地域も含め、短期的に児童生徒数の減少が見込めず、通学区域の再編による学校規模の適正化は困難な状況です。したがって、中長期的に児童生徒数の減少する推移を見ながら全市的な学区再編も視野に入れ、学校の統廃合や学校規模の適正化を図るための継続的な検討を進めていきます。

なお、検討に際しては、文部科学省発行の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を参考に、統廃合等が学校運営に与える影響、例えば学校行事の実施やクラス替え、児童生徒の生活面では通学時間・距離など、総合的な観点から進めていきます。

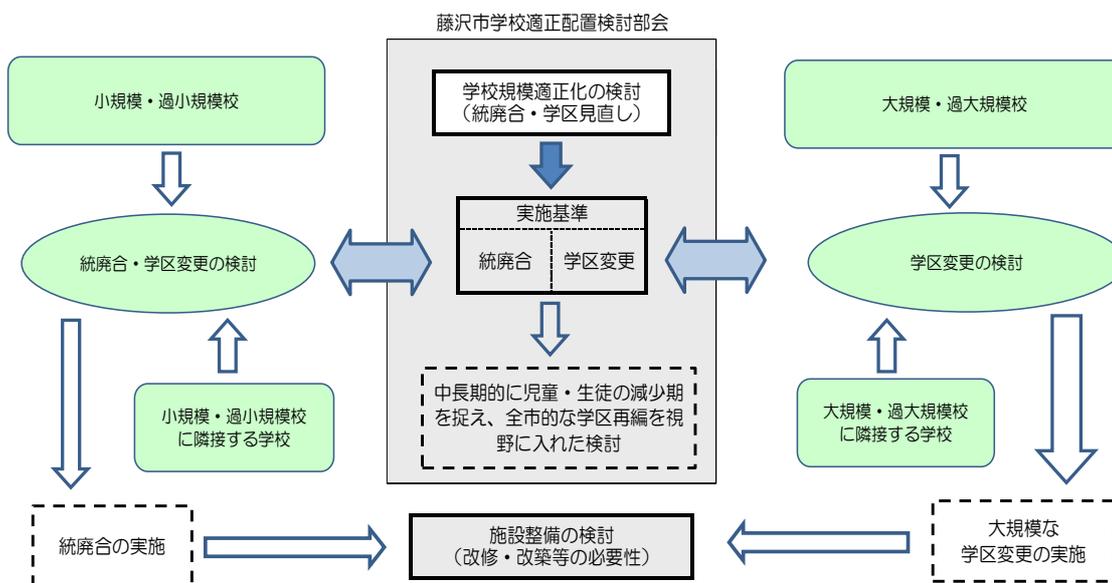


図4-3 学校規模適正化の検討フロー

2 再整備に際して考慮すべき事項

再整備の実施にあたっては、次の事項を考慮し、再整備に合わせた実施の検討を行います。

(1) 諸室の標準化

本市が実践する教育が必要とする諸室、また、多様化する教育内容に対応するための諸室として、「P.36～37（別表）標準諸室」に記載している諸室を藤沢市の小学校・中学校それぞれの標準諸室とし、再整備に合わせ整備します。

(2) 仮設校舎の解消

仮設校舎については、再整備の実施に際し、児童生徒数推計や敷地の状況、近隣の学校を含めた学校規模などを考慮しながら解消を目指します。

(3) 特別支援学級（通級指導学級を含む）の設置

未設置校については、設置要望や地域の状況などを整理し、必要に応じて再整備にあわせ設置します。また、既設置校は、規模に応じた適正な環境整備を図ります。

(4) ICT環境の整備

近年の情報化の進展に対応し、教育の情報化を推進するため、長期的な視点のもと、ICT技術を効果的に活用できる環境の整備を図ります。

- ① 校内LAN^{※14}の敷設を進め、パソコン等既存資産の有効活用を図ります。
- ② ICTを活用した授業形態を踏まえ、校内のどの場所においても自由に情報端末（タブレット等）を使用した授業や業務が可能になるよう、インターネット環境の整備を進めます。
- ③ 各教科における資料収集・活用・整理等、多様な学習内容や学習形態に対応できるよう、PC教室と図書室を隣接させるなど、図書室とICTの融合を図り、一体的に使用できる学習・メディアセンターの設置を検討します。

(5) パブリックスペースの整備

P T Aや三者連携など地域活動の推進を図るため、学校・家庭・地域連携のためのパブリックスペースの検討を進めます。

※14 校内LAN

学校内に張り巡らされたインターネット利用のためのネットワークのことであり、校内LANを導入することによって、普通教室からインターネットに接続し、ホームページの閲覧が可能になる。また、サーバー上に蓄積された学習資源を共有することが可能となる。

※15 ドライシステム

床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用し、床が乾いた状態で作業するシステム。このことで床に有機物や水分を落とさないため細菌の繁殖を防止できるとともに、床からの跳ね水による食品の汚染も防止できる。また、長いゴム前掛けや長靴の必要がないため、調理従事者の身体の負担軽減にもなる。

(6) 中学校給食の実施、小学校給食の調理・運搬システムの見直し

中学校給食実施に際し、給食配膳室を整備します。整備にあたっては給食配送車の動線と生徒の動線などを考慮した配置や空調設備、シンクを設置するとともに各階に施設可能な配膳室を確保するなど安全面・衛生面に配慮した整備を進めます。

また、小学校給食の調理・運搬システムを見直し、調理室はドライシステム^{※15}とし、衛生管理の向上に努めるとともに、施設内のバリアフリー化により給食運搬をワゴン化することで、児童の負担軽減と安全性の確保に努めます。

(7) 防災機能の強化

学校施設は、日々の学校教育活動や地域活動の重要施設であるだけでなく、災害時等の避難施設や拠点としての大きな役割を担っていることから、再整備にあたっては地域防災計画との整合性を図るなかで、市長部局と連携し、防災備蓄スペースの確保やその他避難施設としての機能充実を図ります。

また、近年はゲリラ豪雨など短時的降雨量が増加傾向にあることから、再整備にあたってはグラウンドにおける保水・遊水機能を確保することによる水害の抑止を考慮した計画づくりを進めます。

(8) 他機能施設との複合化

本市においては、当面の間、大幅な児童生徒数の減少が見込まれないことを踏まえ、一義的には児童の居場所づくりとなる施設や学校教育との関連性の高い施設との複合化の検討を行っていきます。特に市の「放課後児童クラブ整備計画」等に基づいて放課後児童クラブ^{※16}等のスペース確保について検討します。

また、中長期的な視点では、今後さらに少子化が進み、児童生徒数の減少により学校施設に余裕スペースが生じることを念頭に、再整備にあたっては将来的に学校施設の一部を地域コミュニティや福祉施設等との複合化を行うために、転用可能なエリア分けや動線等、児童生徒の安全性を考慮した配置・平面計画の検討を行っていきます。

※16 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした施設。本市では公益財団法人藤沢市みらい創造財団等の公共的団体に委託して事業実施している。

3 実施計画における年次計画の例（第1期計画）

(1) 建築後40年を経過する建物を有する施設

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施計画期間	← 第1期 →					
実施整備区分						
老朽施設の解消						
耐力度調査（40年経過）	6校	5校	5校	5校		
耐力度調査（40年未満）	※第2期実施計画以降に順次実施					
屋内運動場改築①			実施設計	工事		
改築・長寿命化改修②			基本設計	実施設計		工事
改築・長寿命化改修③			基本設計	実施設計		工事
改築・長寿命化改修④				基本設計	実施設計	工事
改築・長寿命化改修⑤				基本設計	実施設計	工事
改築・長寿命化改修⑥					基本設計	実施設計
改築・長寿命化改修⑦					基本設計	実施設計
改築・長寿命化改修⑧						基本設計
改築・長寿命化改修⑨						基本設計

※耐力度調査は、建築後40年を経過した建物を有する施設を対象とし、平成27年度から順次実施

※実施計画は、財政状況等により変更となる場合があります

(2) (1)老朽施設の解消に非該当の施設

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施計画期間	← 第1期 →					
実施整備区分						
施設の安全対策・維持保全						
外壁・屋上防水	→					
エレベーター	→					
給排水	→					
プール	→					
放送設備（リース）	→					
教育・学校生活環境整備						
トイレ（1系統目）	→					
トイレ（2系統目）	→					
空調（普通教室）	→					
空調（管理諸室等）	→					
グラウンド	→					
新たな教育ニーズに対応する諸整備						
照明のLED化	→					
中学校給食配膳室整備	→					
防災対策（津波対策）	→					

第5章

学校施設再整備実施計画の策定

第5章 学校施設再整備実施計画の策定

1 学校施設再整備実施計画の策定に向けて

本市学校施設の再整備にあたり、本基本方針に基づき、平成27年度に「実施計画」を策定していきますが、55校について長期の財政状況の見通しや実行性の検証も難しいことから、実施計画の計画期間を5年ごとに区切り、随時見直しを行いながら再整備を進めていくものとなりました。

計画期間及び見直し時期については、表5-1のとおりとします。

期	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	
第1期	■																									
見直し				●																						
第2期					■																					
見直し									●																	
第3期										■																
見直し														●												
第4期																■										
見直し																			●							
第5期																					■					
見直し																									●	

表5-1 学校施設再整備計画の期間及び見直し時期

本市学校施設55校について、仮に1年1校のペースで改築または長寿命化改修を実施したとしても、全校の整備に55年という時間が必要となります。現状、建築後40年を経過した建物を優先して老朽化の解消を順次実施していった場合、約20年を要することとなり、終期の整備では、40年ではなく60年を経過した施設の整備を実施することとなります。

したがって、現時点で建築後40年に満たない施設でも、計画終期には50年から60年経過した施設となり、多くの未改修施設として残存することとなります。

実施計画の策定にあたっては、特定財源を含めた財源確保と財源の平準化を考慮した計画づくりが不可欠であることから、PFIなどの民間資金の活用も含め様々な手法を検討するとともに、学校施設が全体的に老朽化していく状況を確認しながら、各年度の整備実施校数を検討していかなければなりません。

また、整備手法の選定にあっても、児童生徒数の減少期を見据え、統廃合等の実施を視野に入れながら各施設の築年数を考慮し、改築または長寿命化改修の手法をバランスよく年次計画に組み入れていくことが必要です。

本市においては、当面の間、児童生徒数の大幅な減少は見込まれていませんが、長期的には少子超高齢社会、人口減少社会の進展が考えられるとともに、今後も安定的な財政運営が求められているなかで、適正な学校運営を維持していくために、現段階から学区の変更や統廃合等の検討を継続していくことが必要です。また、一部の過大規模校においては、築年数の経過から老朽化が進んでいる施設もあり、学校規模の適正化に至らない状況であっても、老朽施設の解消にあわせ、過大規模校の機能面の改善について十分に考慮することが必要です。

(別表) 学校規模と施設の状況

平成27年4月1日現在

学校名	児童数	学級数 (特学除く)	規模	児童数 比-7年度	普通教室数		校舎(最古) 建設年	建築後 経過年数	大規模改修 (校舎)実施年	改築状況	
					CR	仮設				校舎	屋内運動場
藤沢小	545	17	適正	平成31年度	18		昭和44年	★46年			○
明治小	986	29	大規模	平成27年度	28	4	昭和43年	★47年			○
鵜沼小	748	21	適正	平成32年度	30		昭和43年	★47年			
本町小	720	21	適正	平成30年度	22		平成24年	3年		○	
村岡小	398	12	適正	平成31年度	20		昭和45年	★45年			
六会小	1,243	34	過大	平成26年度	27	10	平成11年	16年		○	○
辻堂小	1,135	33	過大	平成26年度	27	9	昭和43年	★47年			
鵜洋小	1,106	31	過大	平成26年度	27	8	昭和35年	★55年			
片瀬小	869	24	適正	平成26年度	23	3	昭和39年	★51年			
大道小	540	17	適正	平成32年度	20		昭和43年	★47年		○(一部)	
秋葉台小	841	24	適正	平成26年度	27		昭和40年	50年	平成17年		
御所見小	489	16	適正	平成30年度	23		昭和47年	43年	平成18年		
長後小	1,019	30	大規模	平成27年度	28	2	昭和42年	★48年			
八松小	640	20	適正	平成32年度	21	2	昭和43年	※47年			
高砂小	540	18	適正	平成26年度	18		平成7年	20年		○	○
善行小	480	16	適正	平成30年度	16		平成21年	6年		○	○
富士見台小	588	19	適正	平成26年度	23		昭和42年	★48年			
鵜南小	669	21	適正	平成26年度	19	4	昭和45年	★45年			
浜見小	338	12	適正	平成31年度	14		昭和45年	★45年			
俣野小	299	12	適正	平成30年度	19		昭和46年	★44年			
大越小	709	21	適正	平成31年度	22		昭和46年	★44年			
羽鳥小	689	19	適正	平成32年度	23		昭和47年	★43年			
湘南台小	758	23	適正	平成31年度	27		昭和47年	★43年			
大庭小	531	18	適正	平成30年度	29		昭和51年	39年			
亀井野小	561	18	適正	平成32年度	27		昭和52年	38年			
新林小	697	20	適正	平成26年度	26		昭和53年	37年			
中里小	321	11	小規模	平成27年度	22		昭和53年	37年			
滝の沢小	679	20	適正	平成26年度	29		昭和54年	36年			
大鋸小	671	20	適正	平成30年度	20	2	昭和55年	35年			
天神小	518	17	適正	平成31年度	15	4	昭和56年	34年			
駒寄小	483	16	適正	平成32年度	18		昭和56年	34年			
高谷小	711	21	適正	平成32年度	22		昭和57年	33年			
小糸小	292	12	適正	平成26年度	23		昭和57年	33年			
大清水小	378	12	適正	平成31年度	13	3	昭和58年	32年			
石川小	643	20	適正	平成31年度	20		平成6年	21年			
計	22,834	695			786	51					

学校名	生徒数	学級数 (特学除く)	規模	生徒数 比-7年度	普通教室数		校舎(最古) 建設年	建築後 経過年数	大規模改修 実施年	改築状況	
					CR	仮設				校舎	屋内運動場
第一中	602	16	適正	平成33年度	20		平成21年	6年		○	○
明治中	517	15	適正	平成37年度	21		昭和45年	★45年			○
鵜沼中	716	19	適正	平成29年度	25	4	昭和45年	★45年			○
六会中	794	22	適正	平成28年度	21		平成21年	6年		○	
片瀬中	501	14	適正	平成26年度	16		平成15年	12年		○	○
御所見中	370	11	小規模	平成30年度	21		昭和46年	★44年			
湘洋中	775	21	適正	平成29年度	23		平成元年	26年		○	○
長後中	298	9	小規模	平成36年度	16		平成5年	22年		○	○
藤ヶ岡中	662	18	適正	平成36年度	18		平成12年	15年		○	○
高浜中	396	11	小規模	平成38年度	16		昭和48年	★42年			
善行中	429	12	適正	平成29年度	22		昭和51年	39年			
秋葉台中	407	12	適正	平成30年度	14		昭和51年	39年			
大庭中	556	15	適正	平成26年度	24		昭和54年	36年			
村岡中	627	18	適正	平成38年度	20		昭和55年	35年			
湘南台中	672	18	適正	平成26年度	21		昭和56年	34年			
高倉中	456	13	適正	平成28年度	16		昭和57年	33年			
滝の沢中	780	21	適正	平成27年度	28		昭和57年	33年			
大清水中	350	10	小規模	平成27年度	17		昭和59年	31年			
羽鳥中	464	14	適正	平成34年度	14	4	昭和61年	29年			
計	10,372	289			373	8					

※児童数・生徒数・学級数(標準学級数)については、平成26年5月1日現在の数。

※★印は、老朽施設改修対象校

※八松小については、小さい一棟のみ昭和43年に建築されており、その他の主要な棟は昭和60年に建築されているため、老朽施設改修対象校からは除外する。

(別表) 【小学校】標準諸室

*広さは普通教室を基準とし、1とする 8m×7.6m=60.8㎡

種別	室名	標準諸室		参考学校(本町小)		備考
		広さ	必要数	広さ	設置数	
普通教室	普通教室	1	※	1	22	※児童数に応じて(推計含む)
多目的スペース	多目的スペース	2	1	2	1	
特別支援学級	指導教室	0.5	※	0.5	3	※児童数に応じて(推計含む)
	プレイルーム	1	1	1	1	
	特学職員室	0.5	1	0.5	1	
	用具庫、シャワールーム等	0.5	1	0.1	1	
	特学相談室	0.5	1	0	0	
通級指導学級	通級指導教室	1	1	0	0	
特別教室	少人数教室	1	3	0	0	2学年に1室(可動間仕切りで2室利用可)
	理科室・準備室	2	1	2	1	
	家庭科室・準備室	2	1	2	1	
	図工室・準備室	2	1	2	1	
	音楽室・準備室	2	1	1.5	2	
	視聴覚室・準備室	2	1	0	0	
	PC室・準備室	2	1	1.5	1(準備室なし)	図書室と隣接設置
	図書室	3	1	3	1	PC室と隣接設置
その他学習関係諸室	放送室・スタジオ	1	1	1.5	1	
	児童更衣室	0.5	4	0.5	4	男女別に2室ずつ
	相談室	0.5	※	0.5	1	※各階に1室
	焼窯庫	0.25	1	0.25	1	
	リソースルーム	0.5	※	0	0	※各階に1室
パブリックスペース	PTA室	1	1	0.5	1	
屋内運動施設	体育館	※15.5	1	9.5	1	※規模に応じて
	体育器具庫	1	1	0.75	1	
プール	プール機械室	0.25	1	0.25	1	
	更衣室(プール関係)	0.5	1	0.5	1	
	トイレ(プール関係)	0.25	1	0.25	1	
屋外運動施設	体育倉庫	1	1	1	1	トイレ含む
給食	ランチルーム	1	1	0	0	
	調理場	※7	1	7	1	※規模に応じて
	配膳室	0.5	※	0.5	3	※各階に1室
共通空間	昇降口	1.25	2	1.25	2	施設規模等に応じて
	外来者用玄関	0.25	1	0.25	1	
	トイレ(男子・女子)	1	※	1	6	※各階に1室ずつ、2系統
	みんなのトイレ	0.25	※	0.25	1	※各階に1つ
	エレベーター	0.25	1	0.25	1	
管理諸室	校長室	0.5	1	0.5	1	
	職員室	※2	1	2	1	※規模に応じて
	会議室(大)	1	1	1	1	
	会議室(小)	0.5	1	0.5	1	
	休憩室	0.25	2	0	0	男女別に1室ずつ
	教職員更衣室	1	2	1	1	男女別に1室ずつ
	事務室	0.5	1	0.5	1	
	教職員用トイレ	0.5	1	1	1	
	用務員室	1	1	1	1	
	教材室	0.5	※	0.5	3	※各階に1室
	倉庫	0.5	※	0.5	2	※各階に1室
保健室	保健室	1	1	1	1	温水シャワーブース設置
	カウンセリング室	0.5	1	0.5	1	
防災関係	防災備蓄倉庫	1	1	0	0	
複合化施設	放課後児童クラブ	2	1	0	0	
	放課後子ども教室	2	1	0	0	

(別表) 【中学校】標準諸室

*広さは普通教室を基準とし、1とする 8m×8.3m=66.4㎡

種別	室名	標準諸室		参考学校(第一中)		備考
		広さ	必要数	広さ	設置数	
普通教室	普通教室	1	※	1	16	※生徒数に応じて(推計含む)
多目的スペース	多目的スペース	2	1	1	3	
特別支援学級	指導教室	0.75	※	0.75	2	※生徒数に応じて(推計含む)
	ブレイルーム	1	1	1.5	1	
	特学職員室	0.5	1	0.5	1	
	用具庫、シャワールーム等	0.5	1	0.5	1	
通級指導学級	通級指導教室	1	1	0	0	
特別教室	少人数教室	1	3	1	4	各学年に1室(可動間仕切りで2室利用可)
	理科室・準備室	2	2	2	2(準備室1)	
	家庭科調理室・準備室	2	1	2	1	
	家庭科被服室・準備室	2	1	1.5	1(準備室なし)	
	技術木工室・準備室	2	1	1.5	1(準備室なし)	
	技術金工室・準備室	2	1	2.5	1	
	音楽室・準備室	2	2	2	2(準備室1)	
	美術室・準備室	2	2	2	2	
	視聴覚室・準備室	2	1	2	1(準備室なし)	
	PC室・準備室	2	1	2	1(準備室なし)	図書室と隣接設置
	図書室	3	1	3	1	PC室と隣接設置
その他学習関係諸室	生徒会室	0.5	1	0.5	1	
	放送室	0.5	1	0.5	1	
	生徒更衣室	0.5	6	0.5	6	各学年男女別に2室
	相談室	0.5	※	0.5	5	※各階に2室
	部室	2	1	2	1	
	焼窯庫	0.25	1	0.25	1	
リソースルーム	0.5	※	0	0	※各階に1室	
パブリックスペース	PTA室	1	1	0.5	1	
屋内運動施設	体育館	※22.5	1	18	1	※規模に応じて
	体育器具庫	1	1	1	1	
	武道場	4.5	1	0	0	
プール	プール機械室	0.25	1	0.25	1	
	更衣室(プール関係)	0.5	1	0.5	1	
	トイレ(プール関係)	0.25	1	0.25	1	
屋外運動施設	体育倉庫	1.5	1	1.5	1	トイレ含む
給食	配膳室	0.5	※	0	0	※各階に1室
共通空間	昇降口	2.5	1	2	1	施設規模等に応じて
	外来者用玄関	0.25	1	0.25	1	
	トイレ(男子・女子)	1	※	1	7	※各階に1室ずつ、2系統
	みんなのトイレ	0.25	※	0.25	1	※各階に1つ
	エレベーター	0.25	1	0.25	1	
管理諸室	校長室	0.5	1	0.5	1	
	職員室	※2.5	1	2.5	1	※規模に応じて
	会議室(大)	1	1	1	1	
	会議室(小)	0.5	1	0.5	2	
	休憩室	0.25	2	0	0	男女別に1室ずつ
	教職員更衣室	1	2	0.25	2	男女別に1室ずつ
	事務室	0.5	1	0.5	1	
	教職員用トイレ	0.5	1	1	1	
	用務員室	1	1	1	1	
	教材室	0.5	※	0.5	5	※各階に1室
	倉庫	0.5	※	0.25	6	※各階に1室
印刷室	0.5	1	0.5	1		
保健室	保健室	1	1	1	1	温水シャワーブース設置
	カウンセリング室	0.5	1	0.5	1	
防災関係	防災備蓄倉庫	1	1	0.5	1	



藤沢市立学校施設再整備基本方針

発行年月 2015年（平成27年）3月
発行 藤沢市教育委員会
編集 教育部 学校施設課
〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
電話：0466-25-1111（内線5121）
FAX：0466-50-8424
E-mail：gakko-s@city.fujisawa.kanagawa.jp

学校施設再整備計画策定に係るスケジュール

平成26年度

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
基本方針	部内検討会		● 部内会議	● 第1回	● 第2回	● 第3回		● 第4回	● 第5回	● 副市長中間報告	● 第6回			
	小・中校長会								● 役員会	● 素案提示	● 意見集約	● 報告		
	庁内関係各課									● 素案提示	● 意見集約		● 政策会議	
	教育委員会定例会								● 協議会	● 中間報告		● 協議会	● 基本方針報告	
	学校別基本情報の整理 (建設年度、工事履歴等)		整理、取りまとめ											
	基本方針検討・まとめ		素案検討								意見集約・修正		まとめ	

平成27年度

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本方針	子ども文教常任委員会			● 報告									
実施計画	耐力度調査		耐力度調査実施										
	部内検討会					● 第1回			● 第2回		● 第3回		
	小・中校長会								● 中間報告			● 報告	
	庁内関係各課		● 政策会議								● 政策会議		
	教育委員会定例会						● 協議会			● 協議会	● 報告		
	子ども文教常任委員会											● 報告	
	実施計画検討・まとめ						検討・策定				まとめ		